

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗を新設したい旨の届出があったため、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに枚方市長に意見書を提出することができる。

令和8年3月6日

枚方市長 伏見 隆

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フレッシュバザール枚方藤阪駅前店複合店舗
枚方市藤阪南町二丁目152番2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社さとう
京都府福知山市東野町1番地
代表取締役 佐藤 祥一

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社さとう
京都府福知山市東野町1番地
代表取締役 佐藤 祥一

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年10月14日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,866平方メートル

(6) 駐車場の収容台数

66台

(7) 駐輪場の収容台数

53台

(8) 荷さばき施設の面積

64.0平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

10.1立方メートル

- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 8 時
閉店時刻 翌日午前 0 時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 7 時 30 分から翌日午前 0 時 30 分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数
3 箇所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 9 時まで

2 届出年月日

令和 8 年 2 月 13 日

3 縦覧場所等

- (1) 縦覧場所
枚方市観光にぎわい部商工振興課
- (2) 縦覧期間
令和 8 年 3 月 6 日から同年 7 月 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

4 意見書の提出先

- (1) 持参の場合
枚方市観光にぎわい部商工振興課
- (2) 郵送の場合
〒573-8666
枚方市大垣内町二丁目 1 番 20 号
枚方市観光にぎわい部商工振興課